

昭和四十九年人事院規則九一五四

人事院規則九一五四（住居手当）

人事院は、一般職の職員に給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五四（住居手当）の全部を次のように改正する。

人事院規則九一五四（昭和四十九年四月一日適用）

（総則）

第一条 住居手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（適用除外職員）

第二条 給与法第十一条の十第一項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる法人から貸与された職員宿舍に居住している職員

イ 独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局

ロ 地方公共団体

ハ 沖縄振興開発金融公庫

ニ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人

ホ 国家公務員退職手当法施行令第九条の四各号に掲げる法人（ハ又はニに掲げる法人を除く。）

ヘ その他人事院が定める法人

二 職員の扶養親族たる者（給与法第十一条に規定する扶養親族で給与法第十一条の二第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事院がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第三条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める住宅は、第二条第一号に規定する職員宿舍及び同条第二号に規定する住宅とする。

（権衡職員の範囲）

第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九一八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第六

任手当）第五条第二項に該当する職員（法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、規則九一八九第五條第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検査官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受けた職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第三項に規定する交流派遣、官民人事交流院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復職、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）第十三条の規定による有料宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

第五条 新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事院が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

（確認及び決定）

第六条 各庁の長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 各庁の長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を人事院が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第七条 第五条第一項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、各庁の長は、人事院の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

（支給の始期及び終期）

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに給与法第十一条の十第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（雑則）

第九条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則（昭和六十二年三月二〇日人事院規則一一一三） 抄

1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成七年一〇月二五日人事院規則九一五四一一）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の次に二条を加える改正規定は、平成八年一月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規則九一五四の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成九年一月三一日人事院規則一一二一）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二一日人事院規則一一二七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日人事院規則九一五四一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年六月四日人事院規則九一五四一三）

この規則は、平成十五年六月十五日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日人事院規則一一四〇） 抄

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一六日人事院規則九一五四一四） 抄

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月一五日人事院規則一一四六） 抄

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日人事院規則一一五〇） 抄

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月一日人事院規則一一五二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一二月三〇日人事院規則九一五四一五） 抄

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

1 この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一五日人事院規則九一五四一六） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二五年四月一日人事院規則一一五九）抄 （施行期日） 第一条 この規則は、公布の日から施行する。 （人事院規則九一五四の一部改正に伴う経過措置） 第六条 旧給与特例法適用職員であつた者から引き続き俸給表適用職員となつた者については、旧給与特例法適用職員を規則九一五四第四条に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、同条の規定を適用する。 （雑則） 第十一条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要な経過措置は、人事院が定める。 附 則（平成二七年一月三〇日人事院規則九一八九一四）抄 （施行期日） 1 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。 附 則（平成二七年三月一八日人事院規則一一六三）抄 （施行期日） 第一条 この規則は、平成二七年四月一日から施行する。 （人事院規則九一五四の一部改正に伴う経過措置） 第九条 特定独立行政法人職員であつた者から引き続き俸給表適用職員となつた者については、特定独立行政法人職員を第七条の規定による改正後の規則九一五四第四条に規定する行政執行法人職員等であるものとみなして、同条の規定を適用する。 （雑則） 第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要な経過措置は、人事院が定める。 附 則（平成二七年六月二四日人事院規則一一六六） この規則は、平成二七年六月二十五日から施行する。 附 則（平成二八年一月二四日人事院規則九一五四一七） この規則は、平成二九年四月一日から施行する。	附 則（平成二九年五月一九日人事院規則一一七〇）抄 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和元年五月二三日人事院規則一一七三） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年二月三日人事院規則九一五四一八） この規則は、令和二年四月一日から施行する。 附 則（令和二年六月二二日人事院規則一一七五）抄 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年二月二八日人事院規則一一七六）抄 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和三年四月一日人事院規則九一五四一九）抄 （施行期日） 第一条 この規則は、令和三年四月二日から施行する。 附 則（令和三年九月一日人事院規則一一七七） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄 （施行期日） 第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。 （定義） 第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）をいう。 二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。 三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。 四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。 五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。	六 施行日 この規則の施行の日をいう。 七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。 （雑則） 第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に必要な経過措置は、人事院が定める。 附 則（令和四年六月二四日人事院規則一一八二） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和五年二月二八日人事院規則九一五四二〇） この規則は、令和五年四月一日から施行する。
---	---	---